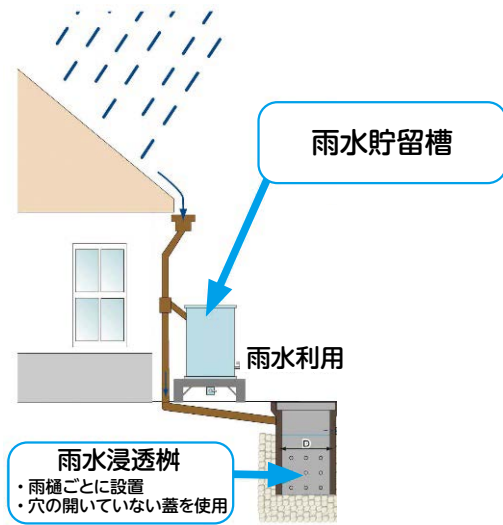


まず 雨水貯留槽または雨水浸透柵設置工事に補助金を交付します

市では、水害対策のための雨水流出抑制と雨水資源の有効活用を図ることを目的として、雨水貯留槽または雨水浸透柵の設置（設置基準有）を行った建築物またはその敷地の所有者や占有者に対して、補助金の交付をしています。



◆補助対象

①雨水貯留槽

雨樋あまどい取付型で、貯留容量150L以上のもので、排水機能があるもの

②雨水浸透柵

雨樋または排水管取付型で、内径35cm以上（角柵の内径は30cm以上）で、かつ深さ50cm以上のもの

◆補助金額

設備材料費と設置工事費の合計額の2分の1
※限度額 ①2万5千円、②1万円

雨水貯留槽に溜まった水は災害時の断水対策用または散水用や洗浄水としても利用できますが、大雨の予想される場合には事前に排水し、カラにしておくことで水害対策となります。また、大雨時や河川水位の高い時は、浴槽の水を流さないようにすることも効果的です。ご協力をお願いします。

問合せ 土木管理課（7階） ☎(20)1537 FAX(20)1605

せんてい 路上に張り出している樹木の剪定等のお願い

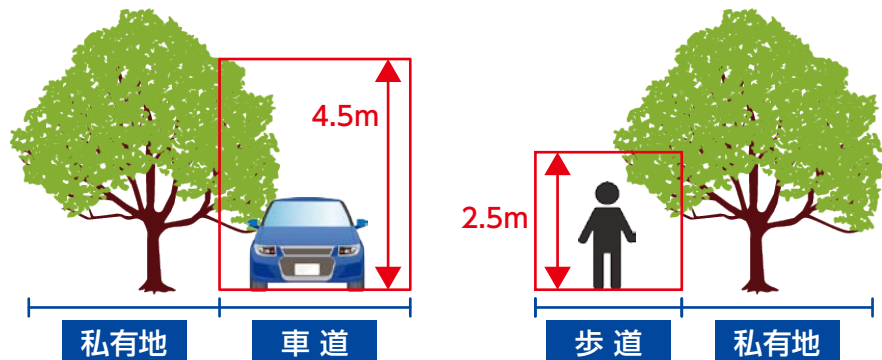
道路上に張り出した枝は、道路を狭くし、歩行者や車両の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となることもあります。

道路上の枝が原因で事故が発生した場合は、樹木の所有者が責任を問われることがあります。歩行者・通行車両の安全を守り、住み良い環境を維持するためにも、道路沿いに土地を所有している方は、建築限界を侵している樹木の伐採や枝の剪定など適切な管理をお願いします。

なお、電線や電話線がある場合の作業は危険を伴いますので、事前に東京電力やNTTに連絡をお願いします。

建築限界とは

車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道上空[4.5m]、歩道上空[2.5m]の範囲に通行障害となるものを設置してはならない規定



問合せ 土木管理課（7階） ☎(20)1537 FAX(20)1605